

個人住民税

ご存知ですか？
従業員の負担軽減に
つながる制度です！



特別徴収のご案内



個人住民税の特別徴収とは？

事業者（給与支払者）が、毎月従業員（給与所得者）に支払う給与から住民税（市町村民税＋県民税）を天引きし、納税義務者である従業員に代わって市町村に納入する制度です。

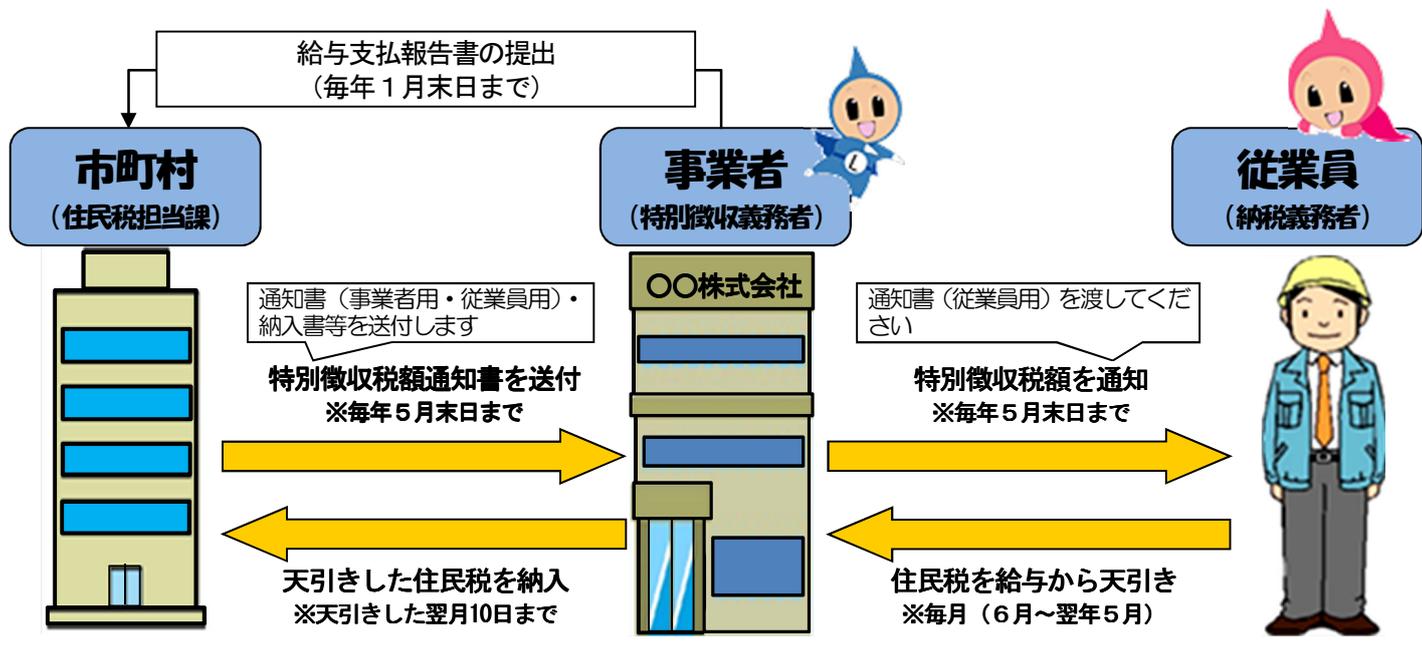
個人住民税を特別徴収する事業者（給与支払者）とは？

所得税の源泉徴収はしているが、個人住民税の特別徴収はしていないということはありませんか？
地方税法（第321条の4）及び各市町村の条例の規定により、給与を支払う事業者で所得税の源泉徴収を行う義務のある方は、原則として従業員の個人住民税を特別徴収（天引き）していただくことになっています。

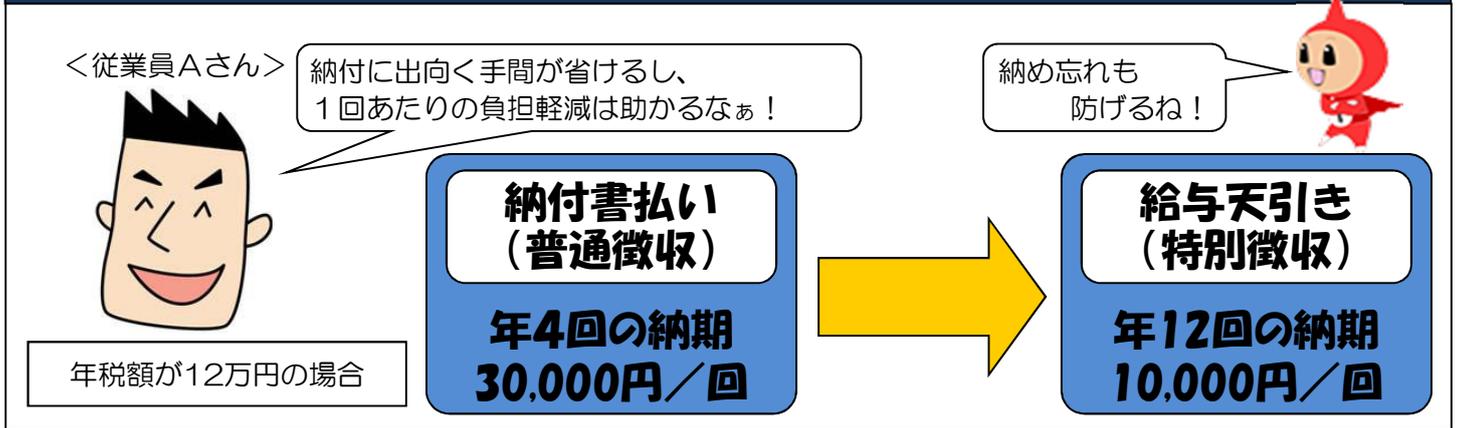
現在、特別徴収を行っていない事業者の方は、この機会に特別徴収を行うようお願いします。

特別徴収の概要は？

- ① 市町村が、従業員の住民税を事業者へ通知⇒毎年5月末日まで
- ② 事業者が、通知のあった住民税を給与から毎月天引き⇒6月～翌年5月
- ③ 事業者が、天引きした住民税を金融機関等で毎月納入⇒翌月10日まで



特別徴収は、従業員の方にメリットがある制度です！



特別徴収についてのQ&A

| | |
|------------|--|
| Q 1 | 今まで特別徴収しなくても特に問題がなかったのに、なぜ、今さら特別徴収をしなければならないのですか？ |
| A 1 | 地方税法及び市町村の条例では、原則として、所得税を源泉徴収する義務のある事業者（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。 事業者（給与支払者）の皆様におかれましては、法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。 |
| Q 2 | 今から特別徴収に切り替えるには手間もかかりそうですが・・・。 |
| A 2 | 住民税の特別徴収は、所得税の源泉徴収のように税額を計算したり、年末調整をする手間はかかりません。各市町村が、給与支払報告書に基づき従業員ごとの税額を計算し、通知しますので、事業者は給与支払の際に税額を徴収（天引き）し、各市町村に納めていただきます。 なお、従業員が常時10人未満の事業者については、申請により年12回の納期を年2回とすることができる制度があります。 |
| Q 3 | パートやアルバイトについても、個人住民税の特別徴収をしなければならないのですか？ |
| A 3 | 原則として、パート、アルバイト等を含む全ての従業員から特別徴収をする必要があります。ただし、次のような場合には特別徴収できませんので、給与支払報告書等で市町村にお申出（届出）いただくことになります。 <ul style="list-style-type: none"> ・退職、転勤、休職等により、給与の支払いを受けなくなった。 ・年俸一括払いや一時的な雇用等のため、給与が毎月支給されない。 |
| Q 4 | 特別徴収をするための手続はどのようにすればいいのですか？ |
| A 4 | 新たに特別徴収を行う場合の手続や、もっと詳しい説明をご希望される場合は、従業員の住所地の市町村にお問合せ願います。 |

詳しくは、従業員の所在地の市町村にお問い合わせ願います。
岩手県・県内各市町村

